

# 大阪版パーソナルデータバンクのあり方検討に関する調査業務

## 業務委託仕様書

### 1. 業務名

大阪版パーソナルデータバンクのあり方検討業務（以下「本業務」という。）

### 2. 本業務の目的

大阪府では、2020年3月に「大阪スマートシティ戦略 Ver1.0」を策定し、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとする2025年大阪・関西万博に向けて、「住民の利便性の向上を最大目標として、住民とともに、住民目線で、スマートシティを実現するための取り組みを進める」こととしている。

さらに、2020年12月に開催した「第8回大阪スマートシティ戦略会議」においては、コロナ禍を踏まえ、あらゆる分野でデジタル化の加速が求められる中、新たな考え方として、個人情報や行政データの効果的な活用を取組みの柱とする考えを示したところである。

このような背景を踏まえ、特に健康が主要なテーマである2025年大阪・関西万博に向けて、大阪の健康づくり、とりわけ大阪府の健康寿命の延伸をめざす取組みとして、「大阪版パーソナルデータバンク」の実現をスマートシティ戦略の主要事業として位置付けることとした。

本府が目指す「大阪版パーソナルデータバンク」は自治体、医療機関、民間事業者、個人においてバラバラに存在する個人単位のヘルスデータを統合し、匿名加工データを前提にサービス提供を行う「ビッグデータ事業」と本人同意に基づき、個人の健診や生活ログを記録管理し、第三者(医療機関、自治体、民間PHRなど)にデータ連携・共有や、レコメンドサービス等のフィードバックを提供する「パーソナルヘルスレコード事業」(以下PHR事業と記載)による構成を検討する。

大阪版パーソナルデータバンク事業は、大阪の健康づくりを後押しし、健康寿命の延伸につなげることを目的とし、更には医療の高度化、創薬や健康医療産業における商品・サービス開発の促進、スタートアップの創出を狙う。

については、令和3年度においては「大阪版パーソナルデータバンク」の事業、機能、運営、財務モデルのあり方を検討する。

### 3. 業務内容

パーソナルデータバンク事業(ビッグデータ事業、PHR事業)において検討が必要と考えられる以下の事項について、調査・整理を行う。

#### (1) 国内外における参考となる事例調査

地方公共団体による事例調査を中心とするが、参考となる場合は民間事例も可とす

る。なお、成功モデルだけでなく、失敗モデルも網羅すること。

(2)ヘルスデータ利活用に関する国（政府）の動向調査

検討の与件とすべき国や地方公共団体の現状と動向を整理すること。

(3)ヘルスデータの利活用ユースケースの整理

上記(1)(2)を踏まえ、更に大阪府の課題、万博を見据えたユースケースを「ビッグデータ事業」「PHR事業」あるいは「両事業」にわけ整理すること。なおユースケースについてはターゲット(対象者)とハイリスクアプローチ、ポピュレーションアプローチを明確にし、取組み理由、先進性、ステークホルダーの役割と各者のメリット、デメリット、収集から利活用(第三者提供含め)に関わる個人情報の取り扱い、採算性、持続可能な事業とするための実装の課題および成功要因、公民医の役割分担等の評価も行うこと。なお、大阪府から提示されるユースケースも含めること。

(4)マーケットサウンディング

上記(3)について、プレイヤー(利用者)、ニーズ、提供価値、サービスモデル、マーケット(顧客)有無、ビジネス規模、採算性、持続可能な事業とするための実装の課題について調査し、成功するための取組み方について仮説を提示すること。

(5)事業のあり方整理

上記(1)～(4)を踏まえ、具体のサービス(ユースケース)を絞り込み、事業内容のあり方を整理すること。(事業内容、ポジション、公民医の役割分担、運用体、採算性、必要な資源やルール、システム、およびパーソナルデータ取り扱いに向けた倫理的・法的・社会的課題(住民や事業者との合意形成プロセスを含む)など)

また、持続可能な事業にするための実装課題と成功するための具体的な取組みを検討・整理すること(データ収集、利用者獲得、ステークホルダーとの合意形成、公民医の分担、運営体制、システム、住民や事業者との同意・理解の促進、制度制約など)。

なお、「PHR事業」については大阪府が運営する場合や、民間事業との連携など考えうる可能性を踏まえ、あり方を検討すること。

(6)実証プランの整理

上記(5)を踏まえ、具体のサービス(ユースケース)の実証モデル、実証コスト、成功させるための具体的取組み(実証体制、個人情報の取り扱いなど)を整理すること。

(7)報告書の作成

上記(1)～(6)までの内容を報告書に取りまとめること。

#### 4. 業務遂行にあたり考慮すべき事項

業務内容の遂行にあたり、以下の事項を考慮すること。

- (1) 業務内容における各種検討にあたっては内閣府ホームページに公開されている「スマートシティ分野アーキテクチャ構築」や「パーソナルデータ分野アーキテクチャ構築」の資料を確認し、その内容を踏まえて大阪府としてのあり方を検討すること(参

考URL：<https://www8.cao.go.jp/cstp/stmain/20200318siparchitecture.html>

- (2) 公募後や契約期間中に内閣府などの各種機関より公開される資料についても調査・検討時の参考資料とすること
- (3) 別途調達を行う「大阪府版都市OS構想検討事業」および「大阪スマートシニアライフ事業推進体制検討業務」の内容も考慮の上作業すること
- (4) 具体的な計画の策定に資する主要な協力事業者の候補を提示すること
- (5) 作業の進捗状況を定期的に大阪府に報告すること（例：月1回）
- (6) 作業進捗を阻害するような課題が発生した際にはすぐに大阪府に報告すること
- (7) 大阪府が指定するタイミングで中間報告を行うこと

## 5. 提案を求める項目

### (1) 基本的事項に関する提案

スマートシティ分野、ヘルスケア分野に関する十分な知識・理解・経験と**本業務の趣旨・目的**を理解した上で、説得力のある論理的かつ具体的に提案すること。

### (2) 業務内容に関する提案

- ① 業務内容に記載されている内容について、作業項目、作業スケジュールなどを提案すること
- ② 報告書の目次案など、報告書に記載する内容、成果物のイメージについて提案すること
- ③ ①②の提案内容を裏付ける根拠および実行能力を具体的に提案すること。

### (3) 業務実施体制に関する提案

- ① 具体的かつ無理なく実施できるスケジュールを提案すること
- ② 本業務を確実に遂行するために必要な経験と実績を有した管理責任者および担当者の配置について提案すること

### (4) その他追加提案

上記の内容や業務内容以外に、効果的な調査・分析を行うために必要な内容があれば提案すること

## 5. 契約期間

契約期間は、契約日から令和4年3月31日までとする。

## 6. 納品物

以下に示すものについて、紙1部及び電子媒体(CD-ROM等)2部を納品すること。

納品物の作成にあたっては、定期的に大阪府と打合せを行い、記載内容について双方認識齟齬が発生しないようにすること。

なお電子媒体の形式はWord, Excel, PowerPointなどの編集可能な形式とすること。

- ・大阪府版パーソナルデータバンクのあり方検討に関する調査報告書

## 7. その他

- ・業務の実施に際しては、大阪府の指示に従うこととし、本仕様書に記載のない事項や疑義が生じた場合については、大阪府と協議の上決定するものとする。
- ・受託者は、個人情報の保護に関する法律及び、大阪府個人情報保護条例を遵守するとともに、業務上知り得た内容について、第三者に漏洩しないこと。
- ・契約期間終了時、大阪府より提供された資料・データのうち消去要と記載するものについては確実に消去すること。また、受注者は発注者に「データ消去作業報告書」を提出すること。

－以上－